

報道提供資料
 令和6年3月14日
 課名 文化財課
 担当者 文化財保護係長 永井 敬久
 内線 5021
 直通電話 082-513-5021

広島県教育委員会 NEWS RELEASE

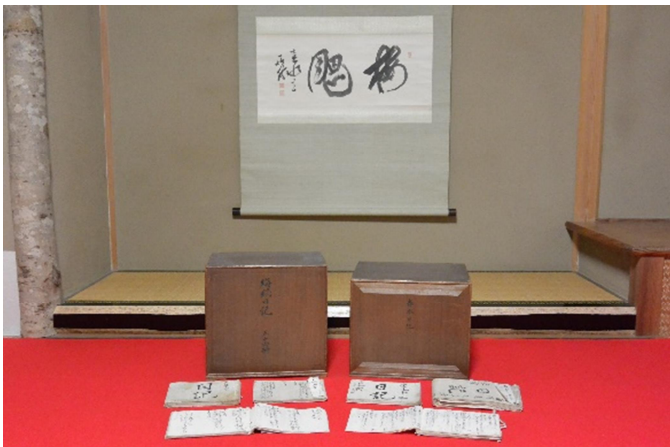
広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現

ひろしまらいけかんけいしりょう
 「広島頼家関係資料」の重要文化財(美術工芸品)への指定答申について

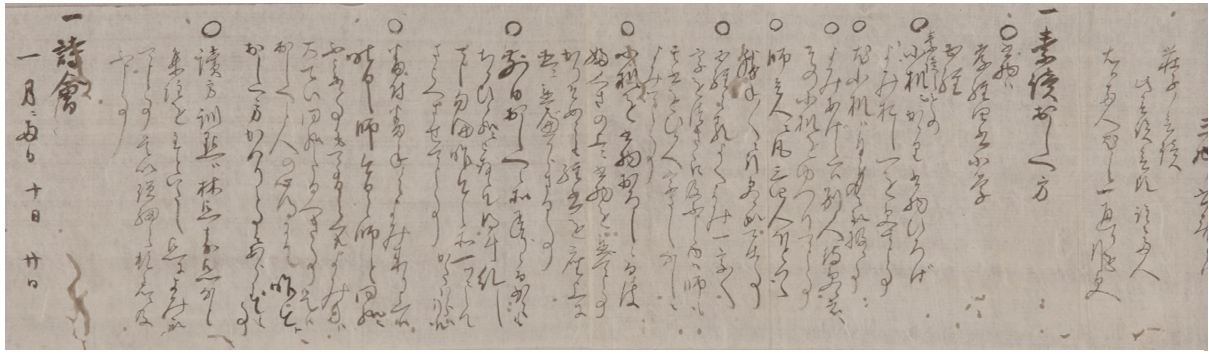
令和6年3月15日(金)、国の文化審議会(会長 佐藤 信)は、文部科学大臣に対し、次の文化財に対し、文化財保護法第27条の規定により、重要文化財に指定するよう、答申を行う予定です。

文化財の概要

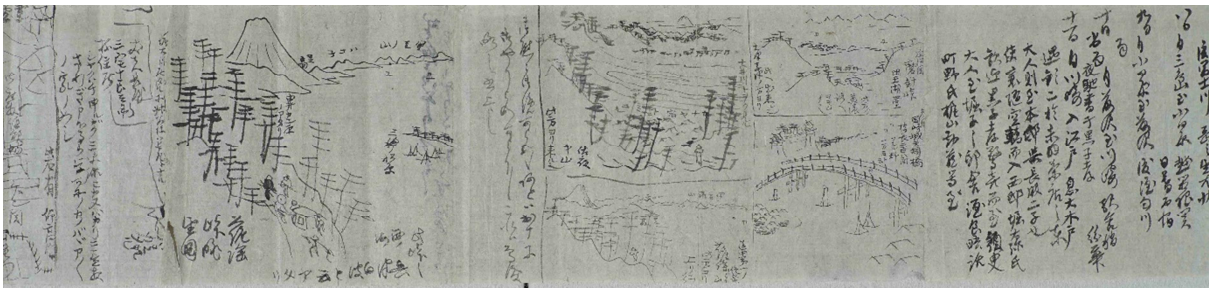
名 称	種 別	員 数	時 代
広島頼家関係資料	歴史資料	5,547点	江戸時代～明治時代(18・19世紀)
所 有 者			
広島県(広島県広島市中区基町10-52)		頼山陽史跡資料館保管	
内 容			
<p>広島頼家は、江戸時代後期の著名な漢学者・頼山陽を生み出した家で、山陽の父春水以降広島藩の藩儒となる優れた儒学者を輩出した。</p> <p>本資料は、頼家の人々が作成あるいは授受した著述稿本類、文書・記録類、書状類のほか、絵図類、典籍類、書画類、器物類から構成され、同家の広島藩藩儒としての事績を明らかにするとともに、同家における修学や儒教祭祀のありよう、同家と学者・文人・為政者との幅広い交流の具体を伝える。</p> <p>本件は、頼家の人々に関する学問の内容と生涯の事績を研究する上での基礎資料で、儒学者の家の成り立ちと展開、同家の生活文化を窺わせるなど、わが国の江戸時代における思想史・文化史上に学術的価値が高い。</p>			



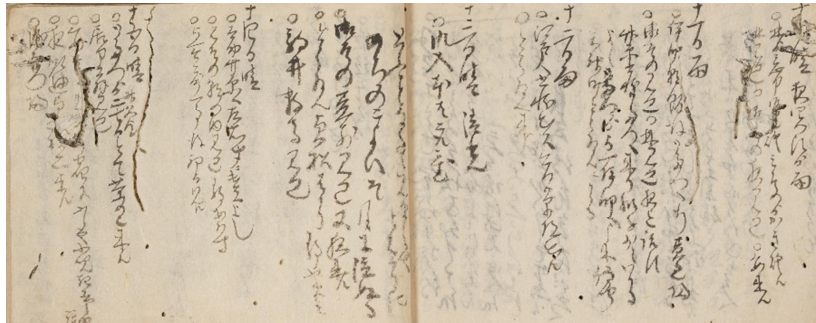
奥 : 二大字「梅颯」 頼春水書
 手前右 : 日記 頼春水書
 手前左 : 日記 頼梅颯書



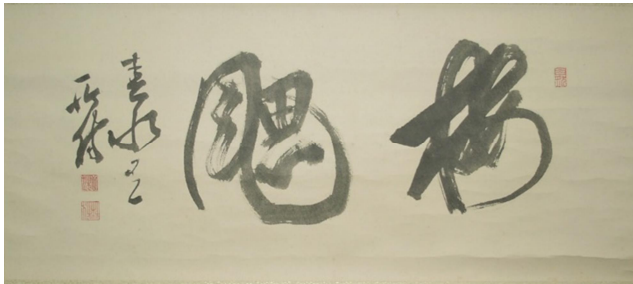
「学制草稿」(部分) 頼春水書



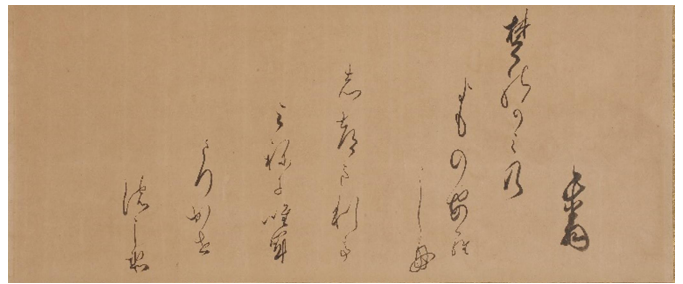
日記(東行手記)(部分) 頼山陽書



日記 頼梅颯書



二大字「梅颯」(頼春水絶筆) 頼春水書



「嶺松廬歌」 松平定信書

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	58	重要文化財	建造物	46	104
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5 (+1)		歴史資料	4	9 (+1)
	小計	204		小計	319	523
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2		
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12		
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71		
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	27		史跡	125	152
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	0	0
小計	53	小計	247	300		
重要伝統的建造物群	4			4		
合計	298 (+1)	合計	640	938 (+1)		

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国 選定保存技術		2
国 登録文化財	登録有形文化財	299
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。